

令和6年度

事業概要

国土交通省 近畿地方整備局

奈良国道事務所

目 次

I 奈良国道事務所の概要	1
(1)概要	1
(2)組織	1
II 管内道路の概要	2
(1)指定区間	2
(2)主な事業実施経緯	3
III 令和6年度事業概要	5
1. 国民の安全・安心の確保	5
(1)災害時における人流・物流の確保	5
改築事業	5
災害復旧事業	6
震災対策	6
無電柱化推進事業	7
(2)インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現	7
橋梁の補修・耐震及び舗装の修繕	7
修繕代行事業	8
(3)交通の安全・安心の確保	9
交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業(一種)	9
交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業(二種)	10
暮らしを守る道路の管理	10
2. 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大	12
(1)効率的な物流ネットワークの強化	12
3. 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり	14
(1)地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備	14
4. その他	17
改築事業	17
VSP(ボランティア・サポート・プログラム)	21
道路協力団体	21
インフラDXの取組	22
情報発信	23

I 奈良国道事務所の概要

(1) 概要

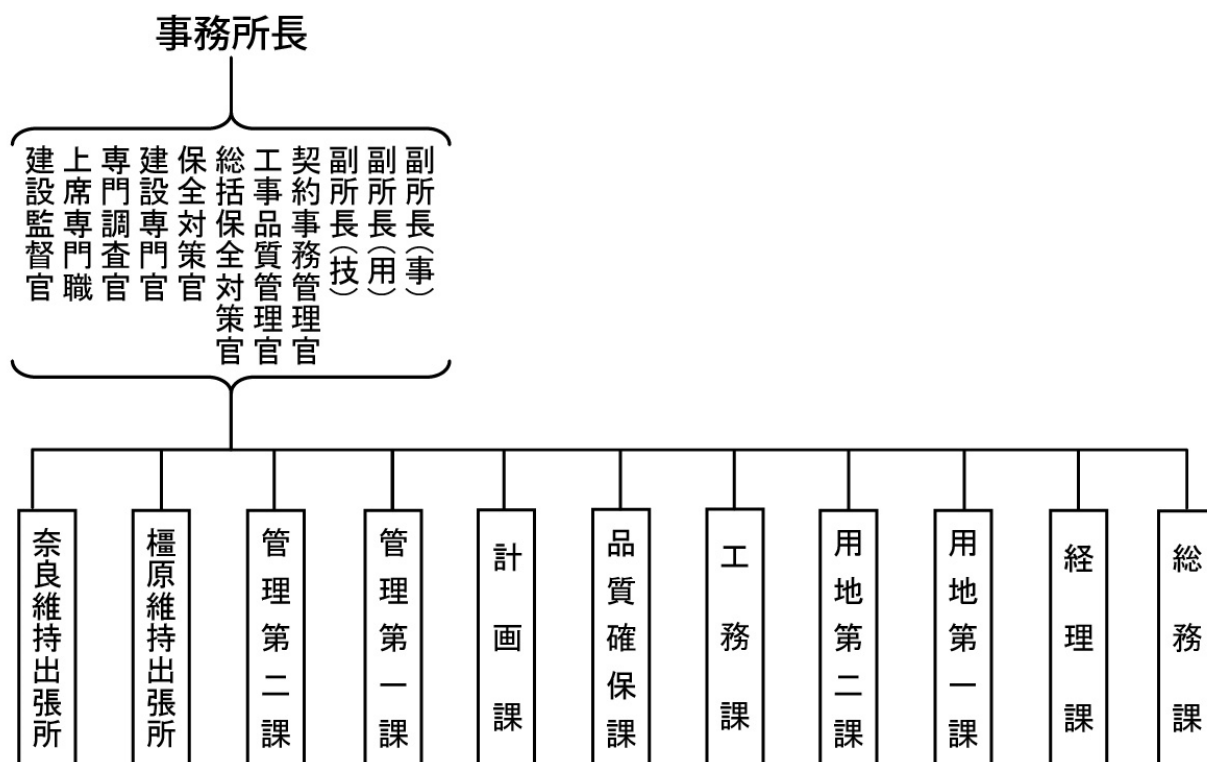
奈良国道事務所は、奈良県内において高規格幹線道路の京奈和自動車道大和北道路及び大和御所道路、国道25号の名阪道路(名阪国道)及び斑鳩バイパス、国道165号大和高田バイパス及び香芝柏原改良、並びに直轄権限代行として国道168号の長殿道路、五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)十津川道路(Ⅱ期)、国道169号伯母峯峠道路及び(仮称)下北山村地区災害復旧事業の改築事業及び道路事業を実施している。また、国道24号・25号・163号・165号の4路線(管理実延長約150km)の維持修繕事業、交通安全対策事業、沿道環境改善事業、無電柱化推進事業及び道路管理業務を実施している。

道路は、地域を活性化させ、地域の生活とあらゆる社会経済活動を支える社会資本であることを念頭に、当事務所では、関係機関と連携を図りながら体系的かつ計画的に県内の直轄国道の整備及び管理を実施している。

〔沿革〕

昭和	7年	9月	内務省大阪土木出張所奈良国道改良事務所として設置
	26年	—	建設省近畿地方建設局大和工事事務所に名称変更
	28年	5月	高田工事事務所(道路)、大和川工事事務所(河川)に分割
	32年	4月	高田国道工事事務所に名称変更
	33年	6月	大和高田国道工事事務所に名称変更
	39年	2月	奈良国道工事事務所に名称変更
平成	13年	1月	国土交通省近畿地方整備局奈良国道工事事務所に名称変更
	15年	4月	奈良国道事務所に名称変更、現在に至る

(2) 組織



令和6年4月1日時点

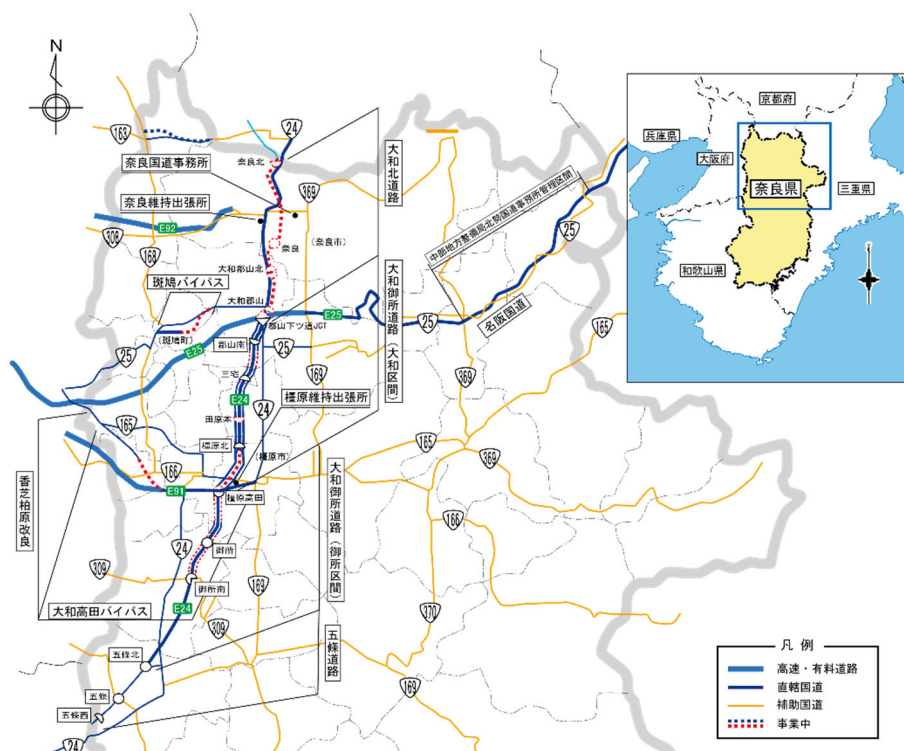
Ⅱ 管内道路の概要

(1) 指定区間

路線名	延 長 (km)			区 間		担当出張所
	総延長	重複延長	実延長	起終点	簡 所	
24 号	(13.7)	(0)	(13.7)	起点	(天理市南六条町元六条方170番2) (五條市居傳町781番1) (橿原市新堂町39番1) 奈良市歌姫町1865番3	奈良維持出張所 橿原維持出張所
	(7.9)	(0)	(7.9)	終点	(橿原市新堂町39番7) (五條市畑田町63番1) (五條市居傳町895番1) 五條市上野町456番	
25 号	(13.7)	(0)	(13.7)			
	52.6	0	52.6			
163 号	(1.6)	(0)	(1.6)	起点	(生駒郡斑鳩町小吉田2丁目8番1) 奈良市針町245番1	奈良維持出張所 橿原維持出張所
	37.3	2.8	34.5	終点	(生駒郡斑鳩町稲葉西2丁目422番2) 北葛城郡王寺町藤井769番	
163 号	5.7	0	5.7	起点	四條畷市大字下田原1178番3	奈良維持出張所
				終点	生駒市鹿畑町56番1	
165 号	(4.7)	(0)	(4.7)	起点	(香芝市穴虫2223番) (葛城市太田653番2) 香芝市田尻112番1	橿原維持出張所
	(1.9)	(0)	(1.9)	終点	(葛城市大字富麻元富麻方388番) (大和高田市大字曾大根68番1) 橿原市八木町1丁目535番1	
計	(43.5)	(0)	(43.5)			—
	114.4	8.0	106.5			

※ () はダブル管理区間で外書とする。

令和6年4月1日時点



(2) 主な事業実施経緯

■[国道24号] 〈起点〉京都市～〈終点〉和歌山県和歌山市 〈延長〉約190km

〈これまでの主な事業〉

・奈良バイパス（京都府木津川市市坂～大和郡山市伊豆七条町）

（京都府境～大和郡山市発志院町）：昭和59年3月 開通

（大和郡山市発志院町～伊豆七条町）：平成3年4月 開通

・橿原バイパス（大和郡山市伊豆七条町～橿原市新堂町）

（磯城郡田原本町十六面～橿原市曲川町）：昭和59年8月 暫定開通

（橿原市曾我町～橿原市曲川町）：平成元年8月 開通

※平成4年度に京奈和自動車道大和御所道路（大和区間）として事業化

・京奈和自動車道 大和御所道路（大和区間）（大和郡山市伊豆七条町～橿原市新堂町）

専用部（郡山南IC～橿原北IC間）：平成18年4月 開通

（郡山下ツ道JCT～郡山南IC間）：平成27年3月 開通

一般部（橿原市曲川町～新堂町）：平成16年3月 開通

（橿原北IC～橿原市曾我町）：平成18年4月 開通

（大和郡山市伊豆七条町～天理市二階堂北菅田町）：平成18年4月 開通

（天理市二階堂北菅田町～二階堂南菅田町）：平成18年8月 暫定開通

（磯城郡川西町結崎～同郡田原本町十六面）：平成27年3月 暫定開通

・京奈和自動車道 大和御所道路（御所区間）（橿原市新堂町～五條市居傳町）

専用部（橿原高田IC～御所IC間）：平成24年3月 暫定開通

（御所IC～御所南IC間）：平成27年3月 暫定開通

（御所南IC～五條北IC間）：平成29年8月 暫定開通

一般部（橿原市川西町～一町）：平成31年3月 開通

・京奈和自動車道 五條道路（五條市居傳町～和歌山県境）：平成18年6月 暫定開通

■[国道25号] 〈起点〉三重県四日市市^{よっかいちし}～〈終点〉大阪市 〈延長〉約260km
 〈これまでの主な事業〉

- ・名阪道路（名阪国道）（山辺郡山添村^{やまべぐんやまぞえむらおそせ}遅瀬^{いちのもとちよう}～天理市^{てんりし}櫛本町^{くしほんちよう}） : 昭和40年12月 暫定開通
 : 昭和52年10月 開通

- ・斑鳩バイパス（生駒郡斑鳩町^{いかるが}幸前^{いかるがちようこうぜん}～龍田^{たつた}）

延長0.4km（モデル区間：生駒郡斑鳩町小吉田間^{いかるがちようこよしだ}） : 平成16年3月 開通

延長0.7km（生駒郡斑鳩町小吉田^{いかるがちようこよしだ}～稲葉西間^{いなばにし}） : 平成26年3月 開通

延長0.4km（生駒郡斑鳩町稲葉西^{いかるがちよういなばにし}～龍田西間^{たつたにし}） : 令和2年8月 開通

■[国道163号] 〈起点〉大阪市～〈終点〉三重県津市 〈延長〉約120km
 〈これまでの主な事業〉

- ・一次改築（山城国道：大阪府境^{やましろ}～京都府境） : 昭和44年度 開通

■[国道165号] 〈起点〉大阪市～〈終点〉三重県津市 〈延長〉約150km
 〈これまでの主な事業〉

- ・大和高田バイパス（香芝市^{やまとたかだ}穴虫^{かしばしあなむし}～橿原市^{かしはらし}四条町^{しじょうちよう}）

平面部（香芝市穴虫^{かしばしあなむし}～葛城市^{かつらぎし}當麻元^{たいまもと}當麻方間^{たいまほう}） : 平成7年7月 開通

高架部側道部（葛城市太田^{かつらぎしおおた}～橿原市^{かしはらし}四条町間^{しじょうちよう}） : 平成15年3月 開通

高架部専用部（ ” ” ） : 平成15年11月 開通

Ⅲ 令和6年度事業概要

令和6年度は、「国民の安全・安心の確保」、「力強く持続的な経済成長の実現」及び「豊かな暮らしの礎となる地域づくり」の主要分野を実現するため、集中的にスピード感を持って効果的かつ効率的に道路整備を進める。

近畿の骨格を形成するとともに、県内の今後5か年の道路整備の方向を示す「道路整備基本計画（H26.7；奈良県策定、R1.10改訂）」に「骨格幹線道路ネットワーク」として位置づけられている京奈和自動車道（国道24号）の整備や、五條新宮道路等の災害に強い道路の整備を進める。

1. 国民の安全・安心の確保

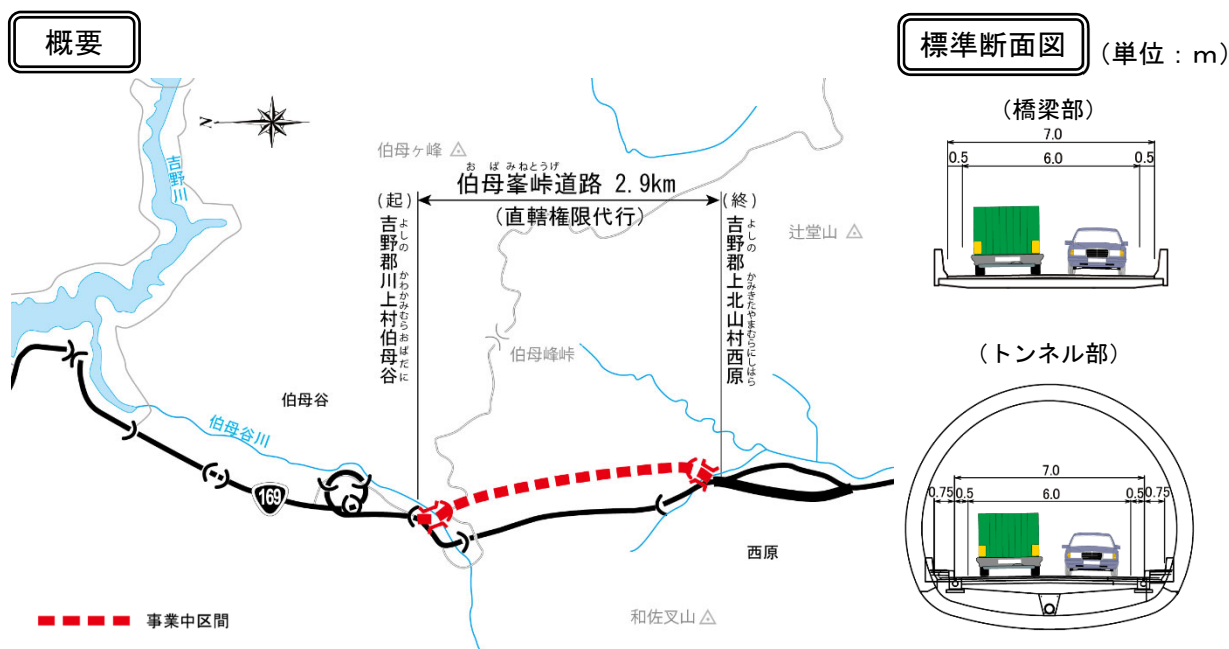
（1）災害時における人流・物流の確保

■改築事業

169 伯母峯峠道路 延長 2.9 km

伯母峯峠道路は、新伯母峯トンネルの老朽化及び平成19年1月の法面崩壊において甚大な被害が発生したことを受け、当該区間の抜本的対策として計画、平成28年度に直轄権限代行として事業化し、トンネルを主体とした延長約3kmのバイパス道路である。また、令和3年度に当該区間を含む国道169号が高規格道路「奈良中部熊野道路」として指定された。

本年度は、伯母谷～西原地区間の環境調査、道路設計、用地買収及び改良工事を推進する。



■災害復旧事業



国道 1 6 9 号

しもきたやまむら ぜ ん き

かみいけはら

下北山村前鬼～上池原 災害復旧権限代行

国道 1 6 9 号奈良県吉野郡下北山村上池原において、令和 5 年 1 2 月に崩土被害が発生し、全面通行止めを行っており、奈良県において、応急復旧を実施中であるが、奈良県から国に対し、権限代行による本格復旧の要望があった。

これを受け、国道 1 6 9 号の本格復旧については、高度な技術力を要することから、道路法第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、国の権限代行による災害復旧事業として実施することとした。

本年度は、調査設計を推進する。

■震災対策

災害発生時における被害を軽減し、円滑かつ迅速な応急活動を支援するために、橋梁について耐震補強を重点的に実施する。

～令和 6 年度の主な事業～

■橋梁の耐震工事

国道 1 6 5 号 新庄高架橋



対策イメージ



橋梁 耐震補強前



橋梁 耐震補強後

■無電柱化推進事業

無電柱化により、災害時における緊急輸送道路の確保、並びに安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な景観を形成するために本年度は以下の整備を実施する。

- ① 国道24号 ^な良^らバイパス電線共同溝（奈良県^な良^ら市）
- ② 国道24号 ^ごじょう^う電線共同溝（奈良県^ごじょう^う市）
- ③ 国道25号 ^こいずみ^み電線共同溝（奈良県^{やま}とこ^おり^やまし^し）

（２）インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現

■橋梁の補修・耐震及び舗装の修繕

道路を常に良好な状態に保ち、道路を利用者に対し安全・安心に通行していただけるよう、構造物（橋梁等）及び舗装の損傷補修を実施する。また橋梁については大規模地震による重大な損傷を防止するため耐震補強を重点的に実施する。

～令和6年度の主な事業～

■橋梁の補修工事

国道25号 ^{まい}たに^に 米谷橋 他

■橋梁の耐震工事

国道165号 ^{しん}じょう^{じょう} 新庄高架橋 他

■舗装の修繕工事

国道163号 ^いこま^ま 生駒市 他

■修繕代行事業

とみがおかなかまち つるまいばし 市道登美ヶ丘中町線 鶴舞橋

鶴舞橋は、奈良市が管理する市道登美ヶ丘中町線に架橋されたPC橋であり、令和2年度に地方公共団体の支援策の一つとして奈良市からの要請に基づき直轄診断※¹を実施した。

橋全体に防食機能の劣化が進行し、主要鋼部材に腐食やうき、床版部や伸縮装置に漏水、縦目地部の損傷等が確認されており、構造物の機能に支障が生じる恐れがあるため、本橋の補修には高度な専門知識等を要することから国による修繕代行※²事業を行う。

本年度は、補修工事着手に向けた仮設工を実施する。



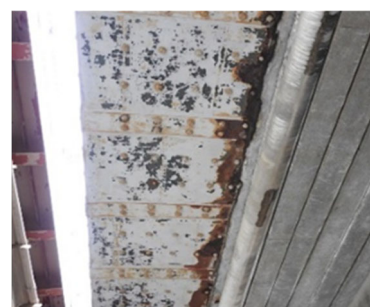
位置図



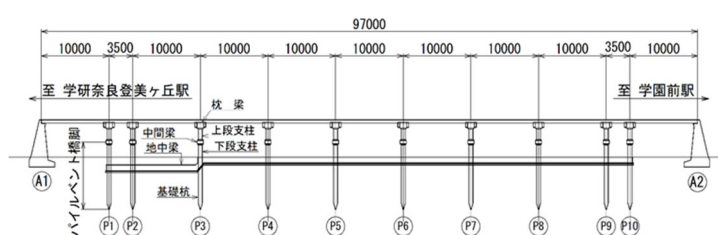
縦目地部(舗装)の損傷



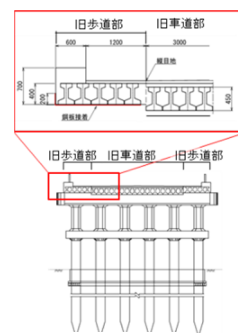
縦目地部の遊離石灰(漏水)



補強鋼板の腐食



側面図



断面図

※1 <直轄診断>

「橋梁・トンネル等の道路管理施設については、各道路管理者が責任をもって管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、地方整備局、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所がチーム構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

※2 <修繕代行>

平成25年の道路法改正により、高度な技術力を要する等、都道府県道又は市町村道を構成する一定の施設又は工作物の修繕工事等を当該道路管理者である地方公共団体に代わって国土交通大臣が実施できる制度が設けられ、道路法の規定に基づき一定の権限を代行するもの。

(3) 交通の安全・安心の確保

■交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（一種）

交通事故重点歩道・自転車歩行者道の整備

歩行者・自転車の安全で快適な空間の確保を目的に、歩道・自転車歩行者道の整備を実施する。

～令和6年度の主な事業～

■国道24号交通安全対策

かしはら
橿原地区歩道拡幅

700m（奈良県^{かしはら}橿原市）

ごじょうほんまち
五條本町地区歩道設置（4工区）

550m（奈良県^{ごじょうし}五條市）

■国道25号交通安全対策

いまごう
今国府交差点改良

1箇所（奈良県^{やまとこおりやまし}大和郡山市）

いかるが
斑鳩地区歩道整備

200m（奈良県^{いこまぐんいかるがちょう}生駒郡斑鳩町）

■国道163号交通安全対策

たかやま
高山地区歩道整備

400m（奈良県^{いこまし}生駒市）

■国道165号交通安全対策

しもだ
下田地区歩道整備

400m（奈良県^{かしはし}香芝市）

いわつき
磐築地区歩道整備

800m（奈良県^{やまとたかだし}大和高田市）

ごいどう
五位堂地区歩道整備

270m（奈良県^{かしはし}香芝市）

《歩道整備の対策事例》

【国道24号 ^{ごじょうほんまち}五條本町地区歩道設置事業(4工区)】

五條市内の国道24号は、交通量が多く、国道に近接して民家等が連なる見通しが悪い歩道未整備区間であり、沿道からの出入時における接触、衝突事故が発生するなど危険な状態となっていることから、安全性の向上、歩行空間を確保するために、歩道を整備する。

令和6年度は、歩道整備工事を実施する。



現況写真



整備イメージ

■交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（二種）

舗装の改良

■名阪国道滑り止め舗装事業（奈良県奈良市）

① 区画線の整備

■国道24号 区画線設置事業（奈良県奈良市他） 他3路線

② 標識の整備

■国道24号 標識設置事業（奈良県奈良市他） 他3路線

③ 道の駅の整備

■国道25号 道の駅「針T・R・S」リニューアル事業（奈良県奈良市）

■暮らしを守る道路の管理

① 道路敷地の管理

道路敷地を適切に管理するために、道路に隣接する民地との境界明示を行う等、土地に関する業務を実施する。

② 道路に関する許認可等事務

道路の適切な利用を推進するため、道路法に基づく道路占用、道路損傷事故対応等の業務を実施する。また、これらの違反について指導を実施する。

③ 道路の維持管理

道路を常時良好な状態に保ち安全な交通を確保するため、道路の異常や損傷等の危険要因を早期発見できるよう、道路パトロールを実施する。



道路損傷事故発生の状況



道路パトロール

④ 雪害対策

路面凍結によるスリップ事故を防止するための凍結防止剤(塩化ナトリウム)の散布や、積雪時の除雪作業を実施し、冬期における通行を確保する。



凍結防止剤散布状況



凍結防止剤散布状況



除雪状況

⑤ 清掃・植栽管理

道路を常時良好な状態に保ち安全な交通を確保するため、路面および排水施設の清掃、除草、植栽剪定など維持管理を実施する。



排水施設清掃



植栽剪定状況

2. 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

(1) 効率的な物流ネットワークの強化

■改築事業

24

けい な わ

京奈和自動車道

E24

けい な わ

京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ延長約 120km の高規格幹線道路である。本道路は、近畿大都市圏の外郭環状として、既存の幹線道路とネットワークを形成し、大都市圏での時間短縮、京都～奈良～和歌山の拠点都市の連携強化を図る。

また、県内の交流の促進や国道 24 号の渋滞緩和、交通事故の減少、走行時間の短縮、定時性の確保など、地域活性化に寄与する役割を担う。

奈良県内では、大和北道路、大和御所道路（大和区間、御所区間）、五條道路より構成される。

やまときた

大和北道路

E24

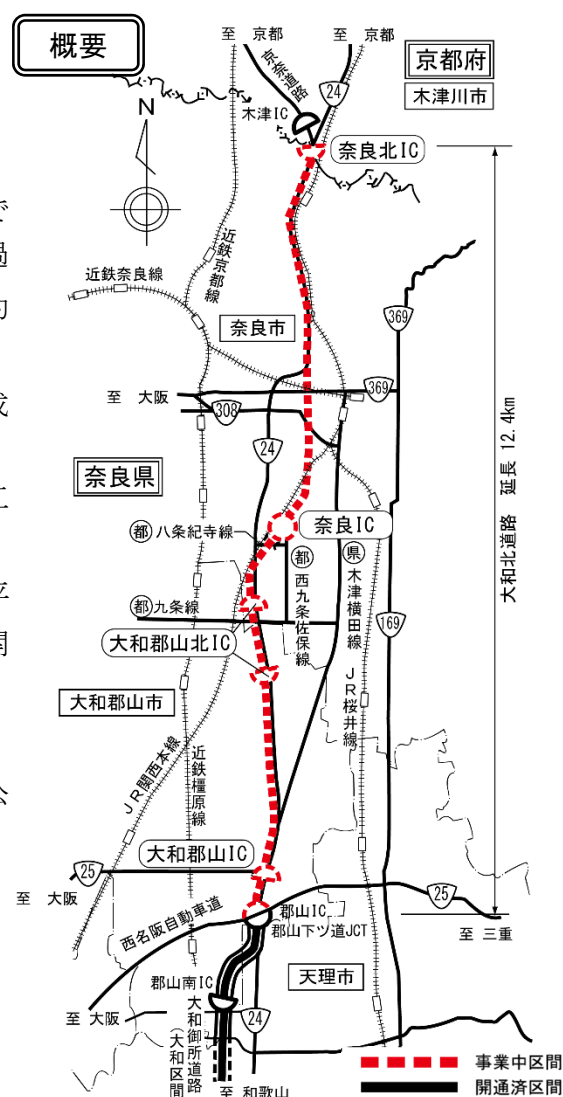
延長 12.4km

大和北道路は、木津 I C 付近を起点とし、県庁所在地である奈良市および中核都市である大和郡山市の 2 市を通過し、大和御所道路および西名阪自動車道に接続する延長約 12.4km の区間である。

奈良 I C（仮称）～郡山下ツ道 J C T 間の 6.3km は平成 21 年 3 月に事業化され、本年度は、地質調査、水文調査、道路設計、用地調査、用地買収、埋蔵文化財調査、改良工事及び橋梁下部工事を推進する。

奈良北 I C（仮称）～奈良 I C（仮称）間の 6.1km は平成 30 年 4 月に新規事業化され、本年度は、地元協議、関係機関協議、地質調査、水文調査、道路設計、橋梁設計、トンネル設計、用地調査及び改良工事を推進する。

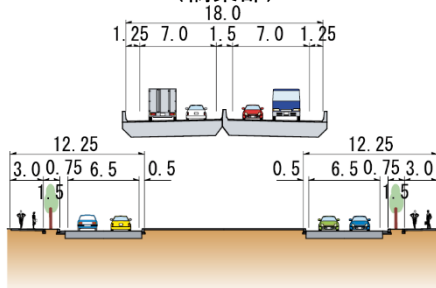
また、平成 30 年 4 月から大和北道路全線において、公共事業と有料事業との合併施行方式を導入している。



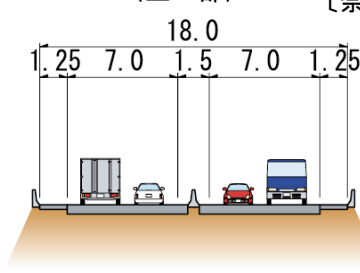
標準断面図

(単位：m)

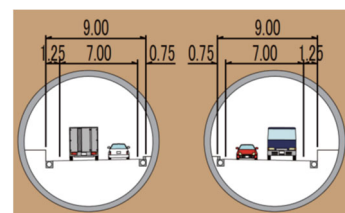
〔奈良 I C（仮称）～郡山下ツ道 J C T 間〕
(橋梁部)



(土工部)



〔奈良北 I C（仮称）～奈良 I C（仮称）間〕
(トンネル部)



延長 27.2 km

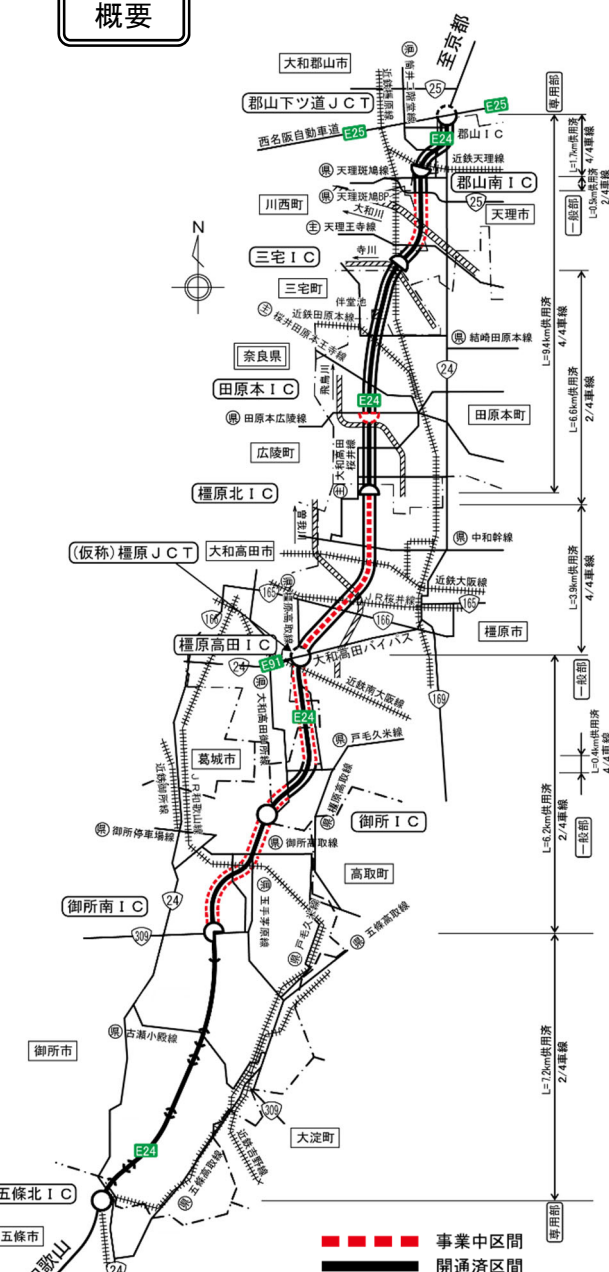
概要

本年度は、御所^{ごせ}区間において、環境調査、水文調査を推進する。

大和区間
L=13.8km

御所区間
L=13.4km

注) 田原本 I C の名称は仮称



■ 渋滞対策

左折レーン・右折レーン延伸

交通事故の削減や渋滞の解消を目的に、左折レーン及び右折レーンの延伸による対策を推進する。

～令和6年度の主な事業～

■ 国道24号

- ・ 二条大路 南1丁目交差点【北行】左折レーン延伸（奈良県奈良市）

■ 国道25号

- ・ 今国府町 交差点【東行】右折レーン延伸（奈良県大和郡山市）

3. 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり

（1）地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備

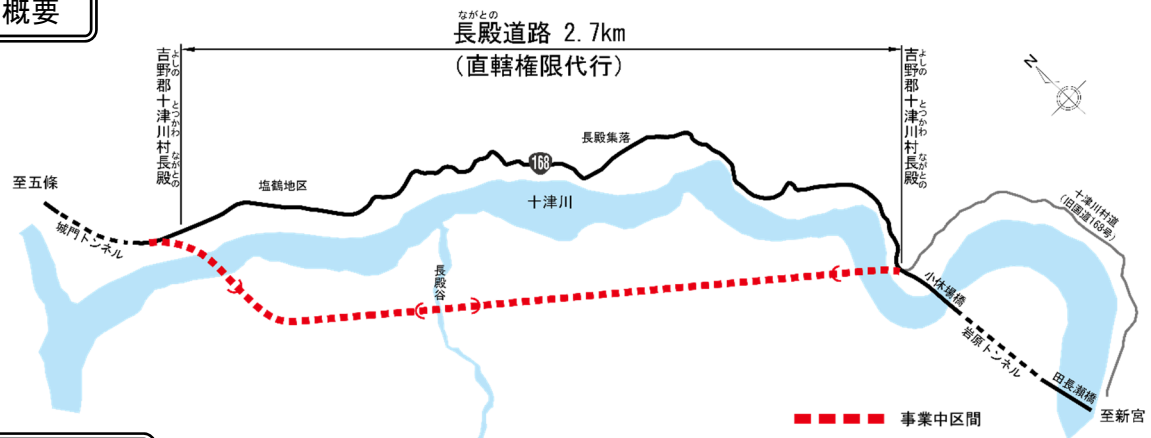
■ 改築事業

168 長殿道路 延長 2.7 km

長殿道路は、平成23年9月の紀伊半島大水害において甚大な被害が発生したことを受け、当該区間の抜本的対策として計画、太平洋沿岸部と紀伊半島内陸部の連携強化を図る高規格道路「五條新宮道路」の一部を構成し、国道168号の線形改良、幅員確保、走行時間短縮、交通安全の確保などを目的として、平成24年度に直轄権限代行として事業化し、トンネルを主体とした延長約3kmのバイパス道路である。

本年度は、十津川村長殿地区の環境調査、道路設計、用地買収、改良工事及び橋梁上下部工事を推進する。

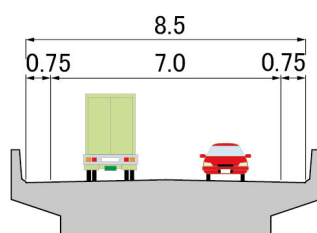
概要



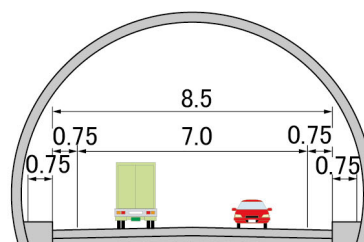
標準断面図

(単位：m)

(橋梁部)



(トンネル部)

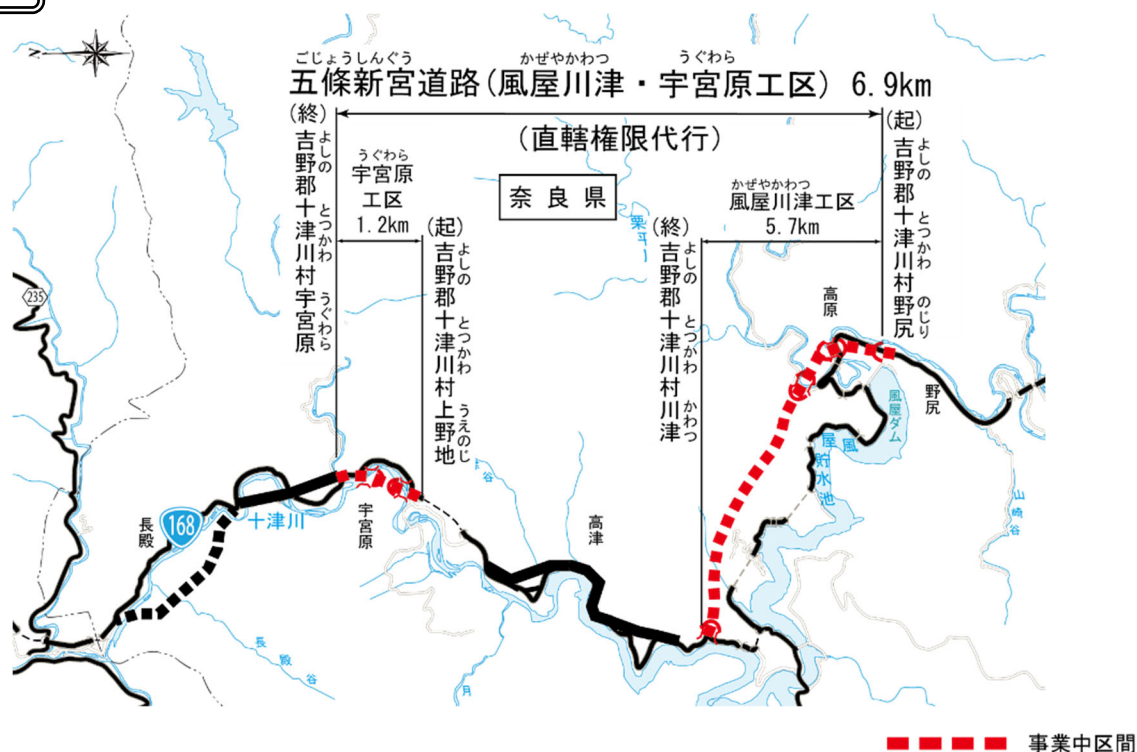


168 ごじょうしんぐう かぜやかかわつ うぐわら **五條新宮道路（風屋川津・宇宮原工区）** 延長 6.9 km

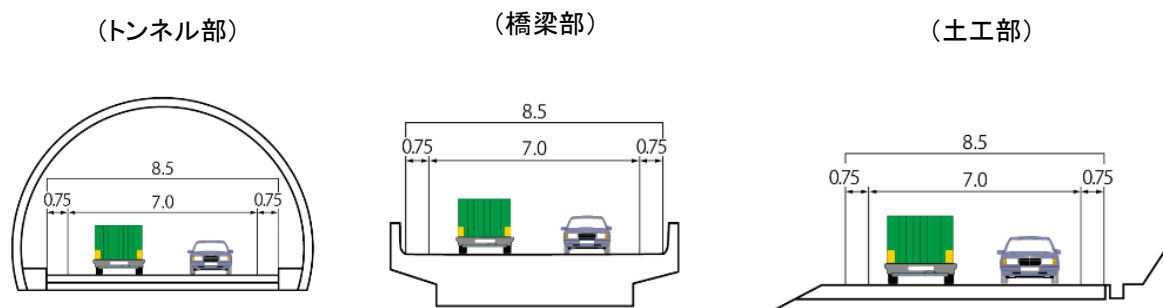
五條新宮道路（風屋川津・宇宮原工区）は、平成23年9月の紀伊半島大水害において甚大な被害が発生したことを受け、当該区間の抜本的対策として計画、太平洋沿岸部と紀伊半島内陸部の連携強化を図る高規格道路「五條新宮道路」の一部を構成し、国道168号の線形改良、幅員確保、走行時間短縮、交通安全の確保などを目的として、平成25年度に直轄権限代行として事業化し、トンネルを主体とした延長約7kmのバイパス道路である。

本年度は、十津川村風屋川津工区及び宇宮原工区の地質調査、水文調査、道路設計、用地買収及び改良工事を推進するとともに、橋梁上部工事に着手する予定である。

概要



標準断面図（単位：m）

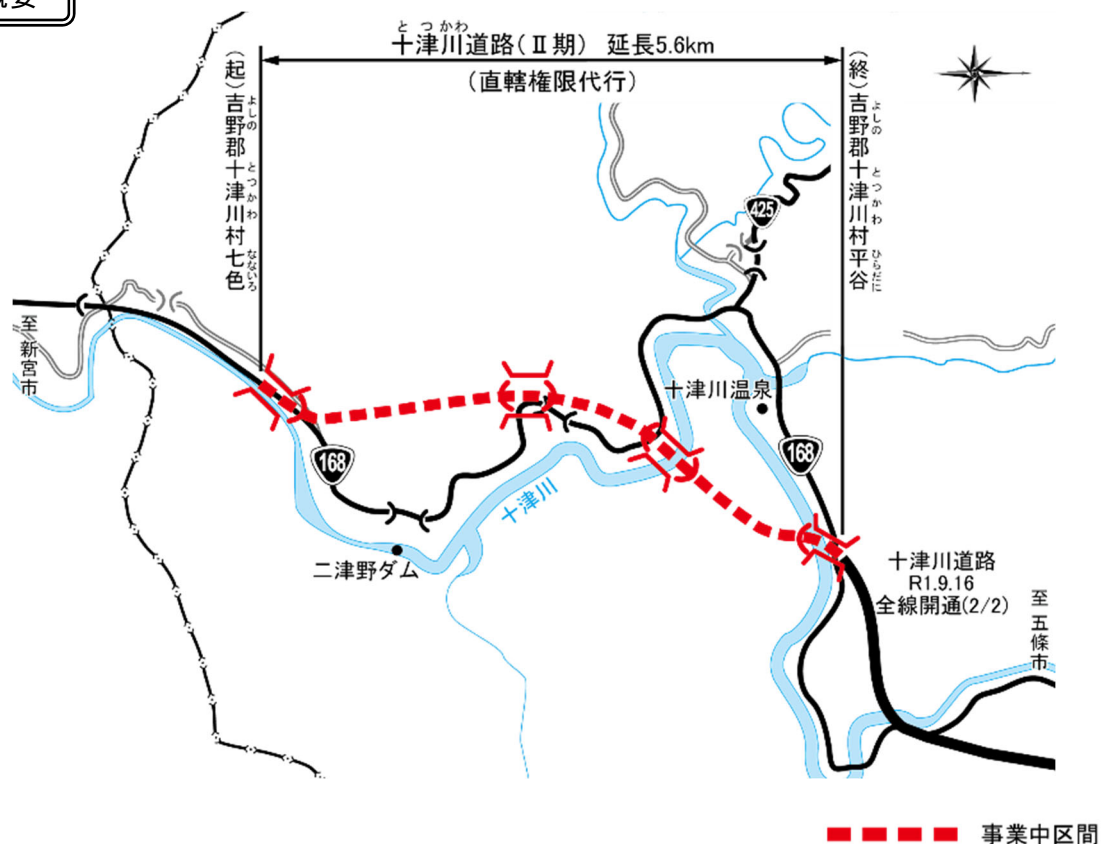


168 とつかわ **十津川道路（Ⅱ期） 延長 5.6 km**

十津川道路（Ⅱ期）は、太平洋沿岸部と紀伊半島内陸部の連携強化を図る地域高規格道路五條新宮道路の一部を構成し、国道168号の線形改良、幅員確保、走行時間短縮、交通安全の確保などを目的として計画、太平洋沿岸部と紀伊半島内陸部の連携強化を図る高規格道路「五條新宮道路」の一部を構成し、国道168号の線形改良、幅員確保、走行時間短縮、交通安全の確保などを目的として、令和2年度から直轄権限代行事業として新規事業化し、トンネル及び橋梁を主体とした延長約6kmのバイパス道路である。

本年度は、七色～平谷地区間の環境調査、水文調査、橋梁設計、トンネル設計、用地調査及び用地買収を推進する。

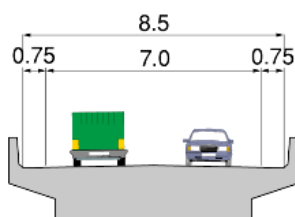
概要



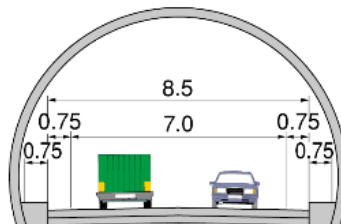
標準断面図

(単位：m)

(橋梁部)



(トンネル部)



その他

■改築事業

25

名阪道路（名阪国道）

E25

延長 17.0 km

名阪道路（名阪国道）は、東名阪、西名阪自動車道に接続し、大阪～名古屋間を最短距離で結ぶ重要な幹線道路であるとともに、名神高速道路の代替機能を持つ自動車専用道路である。

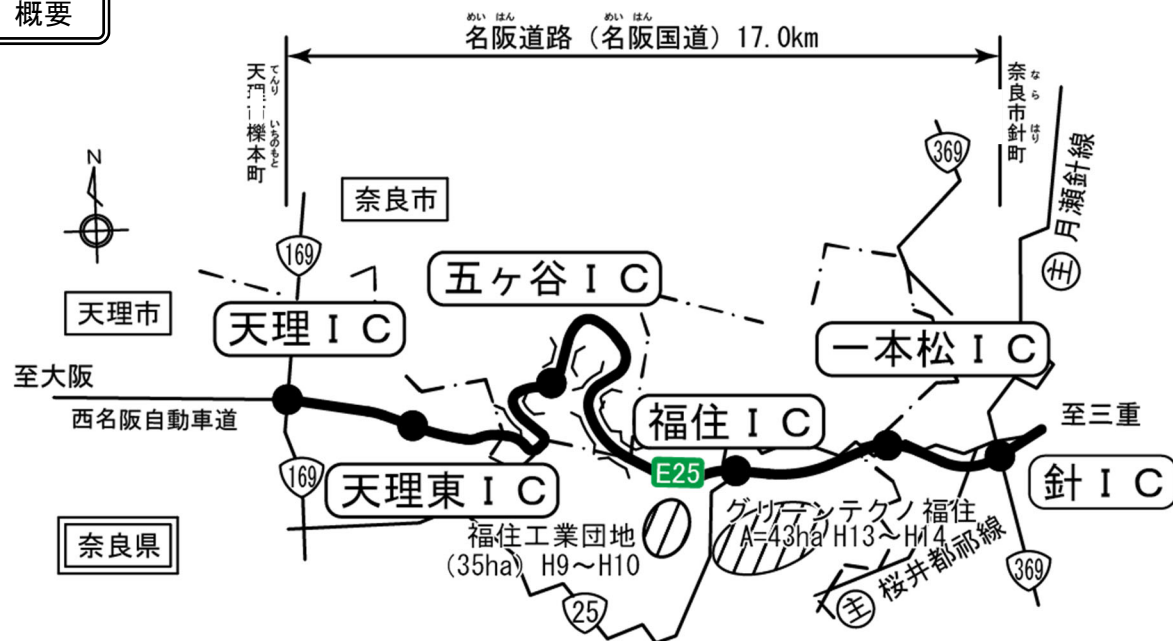
名阪道路検討会（H14.10 設立、座長：京都大学 飯田恭敬 名誉教授）において、平成16年3月に「名阪国道スマートアップ計画」を策定し、道路構造やインターチェンジ構造の見直し、交通安全対策等を進めているところである。

また、名阪道路（名阪国道）は平成27年度で供用後50年の節目を迎え、平成18年10月には山添橋の主桁部および床版部の損傷による通行止めが発生するなど、車両の大型化や交通量の増大、老朽化等により、橋梁保全対策の必要性がますます高まっている。

なお、平成28年度より三重県境から針ICまでの区間の管理を中部地方整備局北勢国道事務所に移管している。

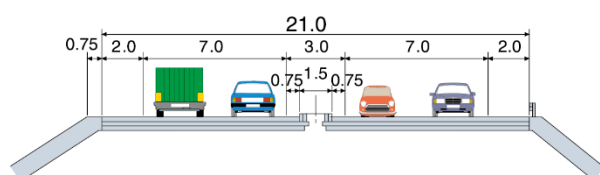
本年度は、引き続き「名阪国道スマートアップ計画」等に基づく交通事故対策とともに、必要な道路設計を推進する。

概要

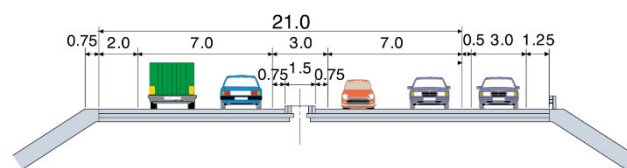


標準断面図

(単位：m)



(登坂車線)



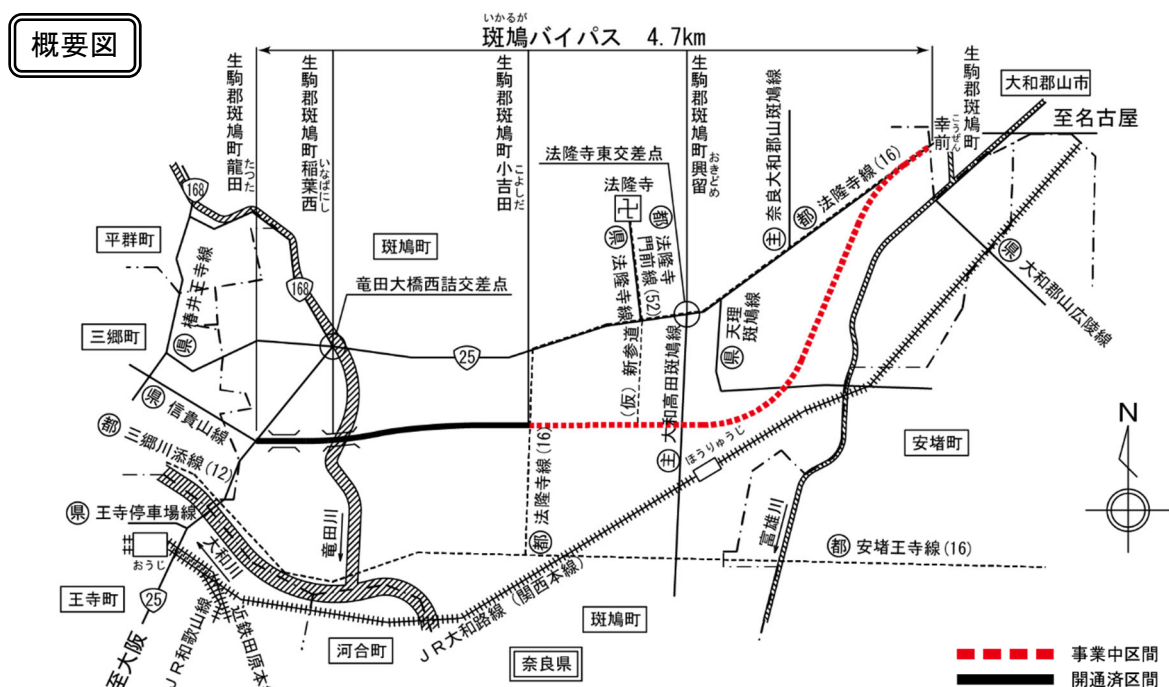
斑鳩バイパス

(いかるがパークウェイ〔新たつたみち〕) 延長 4.7 km

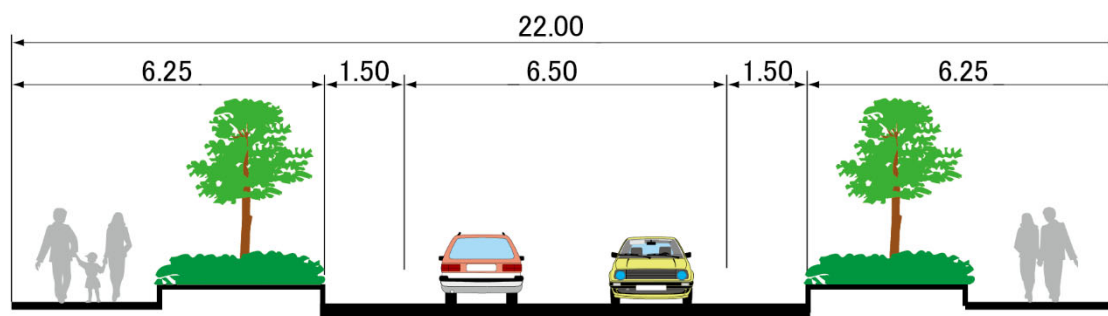
斑鳩バイパスは、国道 2 5 号の斑鳩町市街部における交通混雑の緩和、交通安全の確保及び斑鳩町の活性化を図るために計画された斑鳩町幸前から同町龍田に至るバイパス道路である。

本道路は、歴史・文化のまちに調和した、潤いのあるパークウェイとなるよう整備を進めており、令和2年8月までに生駒郡斑鳩町小吉田～生駒郡斑鳩町龍田西地区1.6kmが開通している。

本年度は、(主)大和高田斑鳩線～生駒郡斑鳩町小吉田地区において、道路設計、用地調査、用地買収、公共移設補償、埋蔵文化財調査及び改良工事を推進する。



標準断面図 (単位: m)



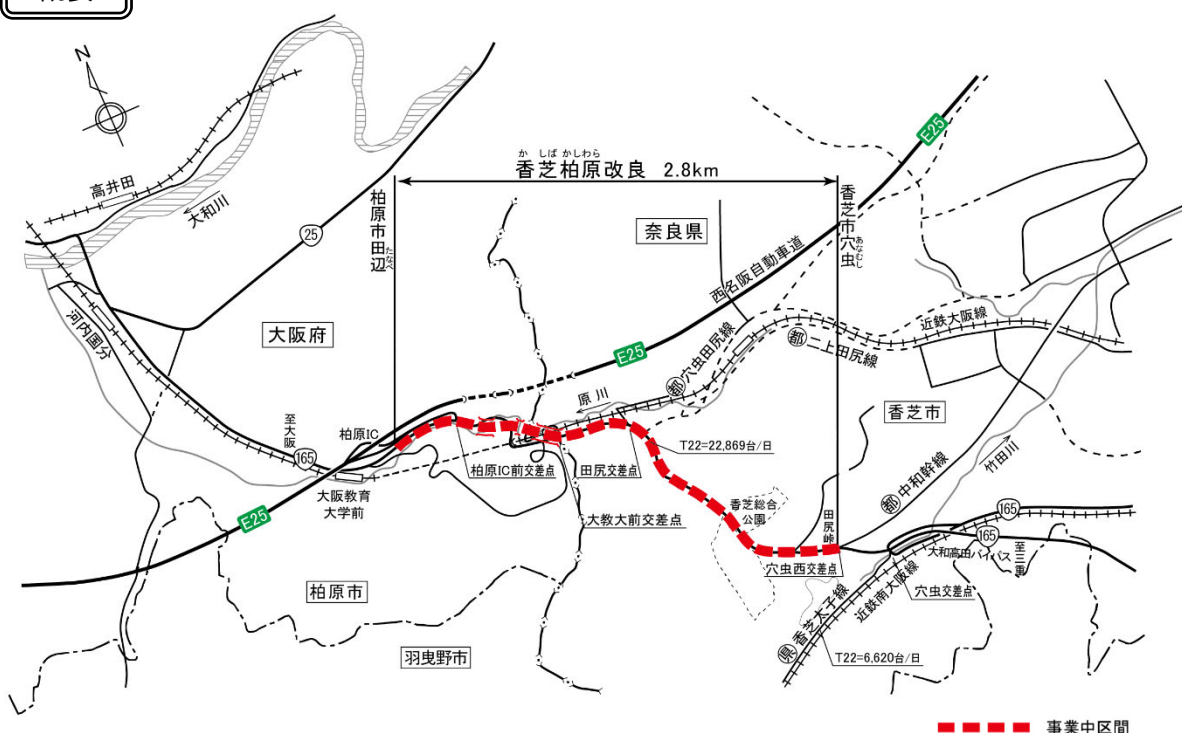
165 かしばかしわら **香芝柏原改良 延長 2.8 km**

香芝柏原改良は、奈良県・大阪府県境区間の交通混雑の緩和、線形改良による交通事故の低減、異常気象時通行規制区間の解消により、安全かつ円滑な交通の確保等を目的とする道路である。

本道路は、平成22年3月に都市計画決定がなされ、平成23年度に事業化された。

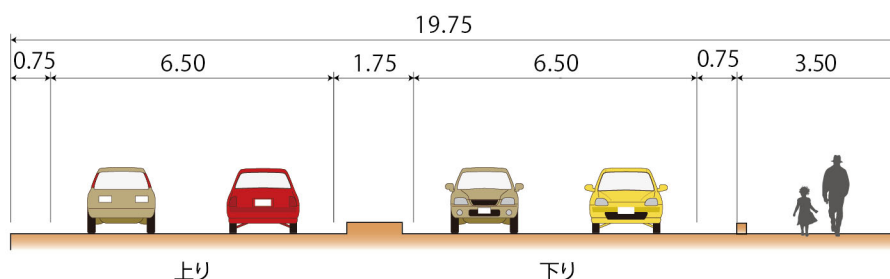
本年度は、全線にわたり道路設計、用地買収、埋蔵文化財調査及び取得用地管理工事を推進する。

概要



標準断面図

(単位：m)



165 やまとたかだ 大和高田バイパス E91 延長 14.4 km

大和高田バイパスは、地域高規格道路である南阪奈道路の一部を構成し、奈良中南部と大阪経済圏の連結の強化や関西国際空港へのアクセスの強化を図るとともに、大和高田市及び橿原市街地等における現国道の交通混雑の緩和を図るために計画された香芝市穴虫から橿原市四条町に至る道路である。本道路は、平成7年7月27日に平面部の一部、平成15年11月30日に高架部全線が開通した。

本年度は、残る葛城市域の未整備区間（當麻方～太田）で用地調査、用地買収及び取得用地管理工事を推進する。

概要

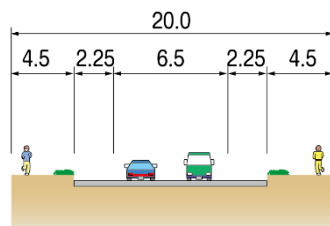
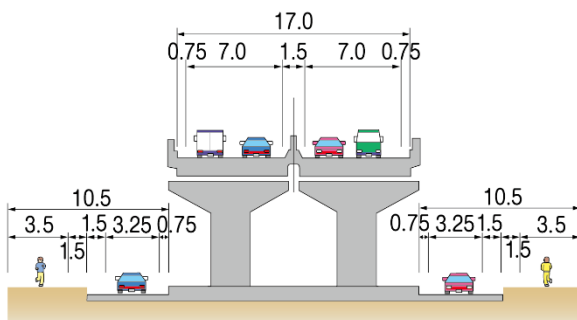


標準断面図

(単位：m)

(高架部：葛城市太田～橿原市四条町)

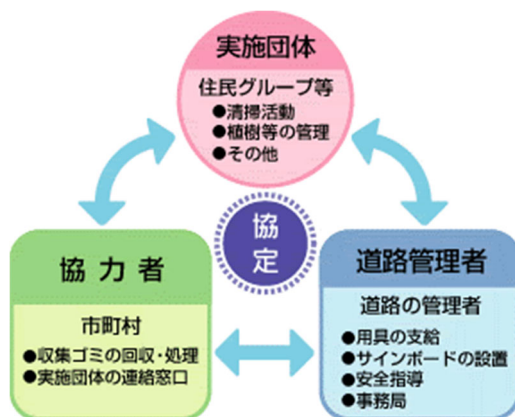
(平面部：香芝市穴虫～葛城市太田)



■VSP（ボランティア・サポート・プログラム）

国土交通省では清掃用具等の支給により、国道の清掃・美化活動に取り組むボランティア活動を支援している。

奈良国道事務所では、現在、国道24号12団体（うち1団体は国道165号も対象）、国道25号3団体の計15団体とボランティア・サポート・プログラムの実施に係る協定を締結している。



■道路協力団体

道路協力団体制度により、道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援している。

奈良国道事務所では、「NPO法人なら好き人のつどい（平成28年12月指定）」の方々が、道路の清掃活動、「R24道の市場（物販）」の開催したほか、道をテーマに奈良の過去と未来を考えるための「奈良を学ぶ勉強会」を開催し、冊子として「つながりつく道～古代から未来へ～」を取りまとめ、奈良に住む人、奈良に関わる人と一緒に、奈良の未来について考えていく取り組みも進めている。



国道24号清掃状況



収益活動（R24道の市場）

■インフラDXの取組状況

インフラにより国民の生活、社会活動、経済活動を支えていくためには、デジタル技術を活用し、従来の「常識」を変革し、インフラまわりをスマートにしていくことが重要である。国土交通省では、インフラ分野のDXを推進しており奈良国道事務所としても下記の取組等を実施している。



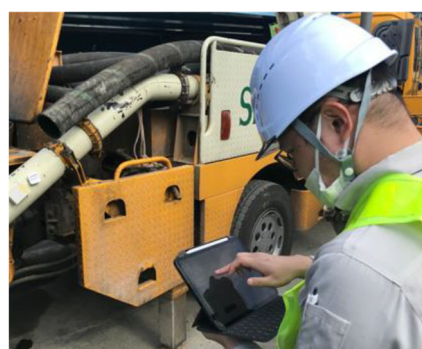
<出典>インフラ DX アクションプラン 2022年3月 国土交通省

事例① MR×学生向け見学会



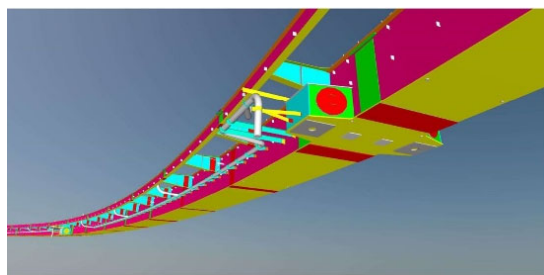
大和御所道路

事例② AI×コンクリート打設管理



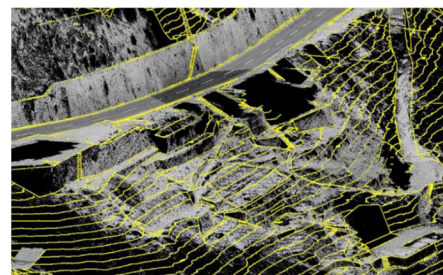
大和御所道路

事例③ BIM/CIM×橋梁上部工架設



大和御所道路

事例④ UAVレーザー×山地部測量



十津川道路（Ⅱ期）

■情報発信

奈良国道ホームページ（インターネット及びSNS）で、名阪国道をはじめとする管内の直轄国道の道路状況をリアルタイムで情報発信する。

【奈良国道事務所ホームページ】

インターネット（パソコン） : <https://www.kkr.mlit.go.jp/nara>

X(旧ツイッター) (@mlit_narakoku) : https://twitter.com/mlit_narakoku

■ 道路緊急ダイヤル : #9910

道路の異状を発見したら
道路緊急ダイヤルへお知らせ下さい。 **#9910** (無料) 24時間受付

※運転中の通話は道路交通法により禁止されています。安全な場所に停車してからのご連絡をお願いします。

※LINE での通報も可能です。友達追加は二次元コードから



奈良国道事務所

〒630-8115 奈良市大宮町 3 丁目 5-11

TEL. 0742-33-1391 (代表・総務課)

0742-33-1392 (経理課)

0742-33-1393 (用地第一課・第二課)

0742-33-1413 (工務課)

0742-34-3667 (品質確保課)

0742-33-1638・1303 (計画課)

0742-33-1639 (管理第一課)

0742-33-1394 (管理第二課)



奈良維持出張所

〒630-8031 奈良市柏木町 386-3

TEL. 0742-34-3581(代)



橿原維持出張所

〒634-0834 橿原市雲梯町 273-3

TEL. 0744-23-8781(代)

